

北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要

日 時 平成19年11月9日（金） 10:00～11:00

場 所 北海道農政事務所5階会議室

出席者 所長、総務管理官、庶務課長、人事課長、経理課長、会計室長、
農政推進課長、消費・安全部消費生活課長、食糧部消費流通課長、
統計部統計調整課長

概 要

1. 委員会の趣旨について説明（別添1）
2. 発注者綱紀保持研修実施方針及び実施計画について決定（別添2）
3. 発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知方針について決定（別添3）
4. 次回の開催予定について説明
（次回委員会は、平成20年3月に開催する予定だが、必要が生ずれば随時開催）

発注担当職員の責務

発注担当職員は、国民の疑惑を招くことのないよう関係法令を遵守し、適切に事務処理を行わなければなりません。

関係法令の遵守

関係法令の遵守

- ①会計法
- ②入契法
- ③官製談合防止法
- ④独禁法等

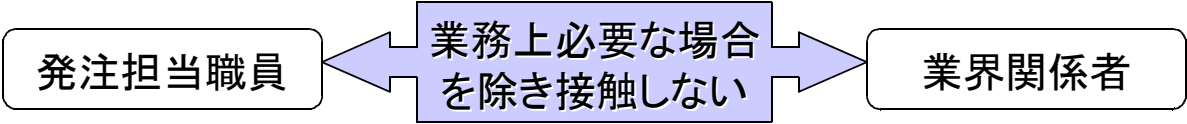
発注事務の実施に当たって、透明性、公平性及び公正性の確保に留意

発注担当職員は、事業者への対応時、契約方式の選定過程はもとより、発注事務全般にわたって自覚

発注事務に関する苦情、相談、問い合わせ等への適切な対応

一人で判断せず、管理監督者等と相談の上、適切に対応

業者との応接方法と「働きかけ」を受けた場合の報告



職務上必要な場合の対応

- 次に掲げる行為に該当するか
- 受注業者との打ち合わせ
 - 見積業者との打ち合わせ
 - 入札・契約についての手続
 - その他業務上必要と認められる場合

該当しない

接触しない

該当する

- 接触場所は受付応接カウンターその他の応接場所とする
- 職員は複数で応接する

- 業者は次に掲げる「働きかけ」行為を行ったか
- 参加資格の変更依頼
 - 指名競争への指名要請
 - 受注又は非受注の依頼
 - 公表前の設計金額、予定価格等の聴取
 - 公表前の発注予定の聴取等

該当しない

受発注可

該当する

- 業者に「働きかけ」を受けた旨伝え、直ちに接触を中止する
- 報告書を速やかに作成

「働きかけ」の公表

発注者綱紀保持委員会

報告

発注者綱紀保持担当者

発注者綱紀保持責任者

発注者綱紀保持研修実施方針及び実施計画について

北海道農政事務所における発注者綱紀保持のための研修については、以下の考え方に基づき研修を実施する。

1. 研修の目的

本年7月31日に制定された「農林水産省発注者綱紀保持規程」（農林水産省訓令第22号）に基づき、北海道農政事務所において発注事務を担当する職員に対し、発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な保持を図ることを目的とする。

2. 研修実施時期、日程

平成19年12月中に実施する。

3. 研修項目・内容

農林水産省発注者綱紀保持規程及びマニュアルの解説

4. 参加対象者

北海道農政事務所における発注事務に関わる職員を対象

発注者綱紀保持対策の有資格者への周知方針

- 北海道農政事務所ホームページに、発注者綱紀保持対策の取組状況について掲載する。

- 以下の内容を、入札広告、発注窓口等に掲載又は掲示を行う。併せて、発注窓口等に事業者への周知文書を備え付け配布を行い関係業者に周知徹底する。
 - ・ 農林水産省においては、発注者綱紀保持規定等を制定し、綱紀保持対策を行っていること。

 - ・ 不当な働きかけを受けた場合においては、ホームページに公表すること。